令和〇年(再口)第〇〇号 給与所得者等再生事件 申立人 〇〇 〇〇

債権差押手続中止命令申立書

令和○年○月○日

○○地方裁判所 御中

申立人代理人

弁護士 〇〇 〇〇 印

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 申立の趣旨

相手方が申立人〇〇〇〇に対し、別紙債権目録記載の債権についてした 〇〇地方裁判所令和〇年(ル)第〇〇号債権差押命令申立事件による債権 執行手続は、御庁令和〇〇年(再ロ)第〇〇号給与所得者等再生事件の申 立につき開始決定があるまでの間、中止する。

第3 申立の理由

との決定を求める。

- 1 申立人は、令和〇年〇月〇日、御庁に対して給与所得者等再生の申立 てをなし、現在、御庁において審理中である(令和〇年(再口)第〇〇 号給与所得者等再生事件)。
- 2 相手方は、申立人の給与所得者等再生の申立てに先立ち、○○地方裁

判所に対し、申立人の有する別紙債権目録記載の債権(以下「本件債権」という)について差押命令を申し立て(令和〇年(ル)第〇〇号事件)、令和〇年〇月〇日、同地方裁判所により債権差押命令が発令された。この債権差押命令は、同月〇日に申立人に送達された。

3 申立人としては、申立人について再生手続開始決定が発令されることは確実であると考えているが、同決定の発令までには、なおいましばらくの期間が必要な状況である。

しかるに、相手方は、民事執行法第155条第1項に基づき、債権差押命令が申立人に送達された令和〇年〇月〇日から1週間を経過した同〇月〇日に、本件債権についての取立権を取得している。

したがって、このままでは、申立人についての再生手続開始決定が発 令されるよりも前に、相手方が取立権に基づき本件債権を回収してしま うことが確実であるが、かかる事態は、申立人の生活の維持、再建を阻 害するのみならず、再生債権者間の平等を著しく害する。

しかも、相手方は信用力のある優良企業であるから、本件債権の回収ができないことによって倒産するなどの事態はあり得ないので、債権差押手続の中止命令によって相手方に不当な損害を及ぼすおそれもない。 4 よって、申立人は、民事再生法第26条1項第2号に基づき、債権差押手続の中止を求めて、本申立を行う。

疎明方法

- 1. 債権差押命令
- 2. その他は再生手続開始決定申立書の疎明方法を援用する。

添付書類

1. 資格証明書 1通

2. 委任状 1 通